

個人情報等の取扱いに関する同意書 (利害関係者用)

金融機関 株式会社 但馬銀行 御中
保証会社 株式会社セゾンファンデックス 御中

私は、申込者の借入及び保証委託の申込に際し、反社会的勢力(暴力団員等)に該当しないことを確約するとともに、本書面記載の「個人情報等の取扱いに関する同意条項(株式会社但馬銀行・株式会社セゾンファンデックス)」および「保証委託約款」の内容を確認し、これに同意します。
お申込日 令和 年 月 日

太線内のすべての項目について、利害関係者になるご本人さまがはっきりと正確にご記入ください。

利害関係者 section containing fields for name, address, phone numbers, and family information.

職業 section containing fields for company name, job details, income, and work location.

現在の借入状況 section containing fields for current loans and mortgages.

金融機関・保証会社使用欄 section containing a table for receipt and stamp information.

個人情報の取扱いに関する同意条項（但馬銀行用）

借入申込者、連帯債務者予定者、連帯保証人予定者および物上保証人予定者（以下「私」という。）、株式会社但馬銀行（以下「銀行」という。）にローン申し込み（以下「本申込」という。）、銀行が店頭にポスター掲示またはホームページに掲載している銀行の業務ならびに利用目的のほか、本書記載の個人情報の取得・保有・利用等に関する下記条項の内容を十分確認のうえ、ここに同意します。

【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項】

※物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合を除く。）には、第3条は適用されません。

第1条（個人情報の取得・保有・利用・提供および預託）

- 私は、本申込および本申込にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における本申込および本申込以外の契約との与信判断（途上与信を含む。）ならびに与信後の債権管理・回収業務のため、銀行が保護措置を講じたうえで、取得・保有・利用・提供（銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種・信条・本籍地・保健医療または犯罪履歴についての情報、その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報）は、適切な業務運営の確保のため必要と認められる場合に限る。）することに同意します。

<取得・保有する個人情報>

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、決算・税務申告に関する情報、資産・負債に関する情報、返戻保証料振込口座および返済指定口座情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
 - 本申込ならびに本申込にあたり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
 - 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
 - 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本申込に関する情報
 - 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報（過去のものも含む）
 - 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報
 - 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
 - 期限の利益喪失、法的整理、手形不渡等事故発生に関する情報、および銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報
- 第7条の場合など、銀行が本申込にかかる事務を第三者へ業務委託する場合には、銀行が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項より取得した個人情報当該業務委託先へ預託することに同意します。

第2条（個人情報の利用）

私は、前条の個人情報を、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内およびマーケティング活動、商品開発を行うために利用することに同意します。

第3条（信用情報機関への利用、登録等）

- 私は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込の内容等が同機関にそれぞれ次の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
 - 全国銀行個人信用情報センター：1年を超えない期間
 - 株式会社日本信用情報機構：6ヶ月間
- 私は、下表の個人情報（その履歴を含む。）が、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約金額、契約日、完済予定年月等の本契約の内容およびその返済状況（延滞等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヶ月以内

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前4項に規定する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）

<当行が加盟する個人信用情報機関>

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社 日本信用情報機構（JICC）	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

<当行が加盟する個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）が提携する個人信用情報機関>

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 日本信用情報機構（JICC）	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社 シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/

第4条（銀行と保証会社の間での個人情報の提供）

私が本申込に関して保証会社に保証委託する場合は、私は、本申込および本申込にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証会社における下記の目的の達成に必要な範囲で、銀行から保証会社に提供されることに同意します。

<銀行から保証会社に提供される情報>

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
- 本申込ならびに本申込にあたり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
- 商業登記簿謄本（登記事項証明書）、不動産登記簿謄本、住宅地図等の公開情報から取得する情報
- 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本申込に関する情報
- 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報（過去のものも含む）
- 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的>

- 本申込（条件変更申込含む）ならびに本契約の受付、資格確認、保証・条件変更の審査、保証・条件変更の決定
 - 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し
 - 加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
 - 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行
 - 市場調査等研究開発ならびにアンケートの実施
 - 取引上必要な各種郵便物の送付
 - 金融商品やサービスの各種ご提案
 - 代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
 - その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるための行為
- また、本申込および本申込にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における下記の目的の達成に必要な範囲で、保証会社から銀行に提供されることに同意します。

<保証会社から銀行に提供される情報>

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
- 本申込ならびに本申込にあたり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
- 保証会社における保証審査の結果に関する情報
- 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

<提供される目的>

- 保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認
- 保証依頼基準の見直し
- 代位弁済完了の確認
- 本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびその管理
- 加盟する個人信用情報機関への提供
- 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行
- 市場調査等研究開発
- 取引上必要な各種郵便物の送付
- 金融商品やサービスの各種ご提案
- その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるための行為

第5条（個人情報の債権譲渡にともなう第三者提供）

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化に必要な範囲で、債権譲渡または証券化のために設立された特別目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第6条（個人情報の提携先への第三者提供）

私は、本契約が提携ローン（職域提携ローン、業者提携ローン等）等で下記に該当する場合は、本申込および本申込にかかる情報を含む私に関する下記情報を、下記目的の達成に必要な範囲で銀行から提携先に提供されることに同意します。

<提携先該当事由>

- 提携先の保証がある場合
- 提携先の利子補給がある場合
- 提携先が返済手続きをする場合

<提供される情報>

- 氏名、住所、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本申込に関する情報および利子補給を直接受領する場合は振込口座
- 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- 提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的>

- 提携先による保証取引の継続的な管理
- 提携先における利子補給の手続き
- 提携先による返済の手続き

第7条（個人情報の債権回収会社への第三者提供）

銀行が、債権管理回収業に関する特別措置法第3条により法務大臣の認可を受けた債権回収会社に本申込にかかる債権の管理・回収を委託する場合には、本申込および本申込にかかる情報を含む私に関する下記情報を、同社における下記のために銀行から同社に提供されることに同意します。

<提供される情報>

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
- 本申込ならびに本申込にあたり提出される付属書類等に記載のすべての情報および口頭にて確認する情報
- 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本申込に関する情報
- 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報（過去のものも含む）
- 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的>

管理回収会社における銀行債権の管理・回収のため

第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 私は、銀行に登録（登録とは電子計算機、ファイルより検索可能な状態にあるものとします）されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報に限り、銀行の手続きにより開示するよう請求することができます。但し、銀行の審査基準・ノウハウに属する情報、銀行が行う個人に対する評価・分類・区分に関する情報およびその他銀行に基づき記録されている情報であって、これを開示することで業務に著しい支障をきたすおそれがあると銀行が判断した情報については、銀行は開示しないものとします。

（注）1. 銀行に開示を求める場合は、銀行の問い合わせ窓口で連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

なお、問い合わせ窓口は、銀行の店頭ポスター掲示または銀行のホームページに掲載します。

（ホームページアドレス：https://www.tajimabank.co.jp/）

2. 第3条第5項に記載の個人信用情報機関に開示を求める場合は、当該機関に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

2. 開示を行った結果、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合の訂正・削除の申し立てについては、個人信用情報機関および銀行が定める手続きおよび方法によって行います。

第9条（条項の不同意）

- 私が本契約に必要な記載事項（本申込書で申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意の内容の全部又は一部に同意できない場合、私は、銀行が本契約を断ることがあっても異議を述べないものとします。但し、第2条のみ同意しない場合を除き、これを理由に銀行が本契約を断ることはできません。
- 銀行は、申込人が第2条に同意しない場合、宣伝物・印刷物送付等の営業案内を行うための利用停止の措置を取るものとします。

第10条（個人情報の利用停止）

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で銀行が個人情報を利用している場合であっても、私から中止の申出があった場合は、それ以降の銀行での本同意条項第2条に基づく利用を停止する措置を取るものとします。

第11条（契約の不成立）

私は、本契約が不成立の場合であってもその理由の如何を問わず第1条及び第4条に基づき、本申込にかかる申込をした事実に関する個人情報一定期間利用されることに同意します。

第12条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第13条（お問い合わせ窓口）

本同意条項に関するお問い合わせおよび第8条の個人情報の開示・訂正・削除の請求ならびに第9条第2項および第10条の利用停止のお申出は、銀行の問い合わせ窓口とします。なお、問い合わせ窓口は銀行の店頭ポスター掲示または銀行のホームページに掲載します。

（ホームページアドレス：https://www.tajimabank.co.jp/）

以上

個人情報等の取扱いに関する同意条項（保証会社：株式会社セゾンファンデックス）

保証人予定者及び物上保証人予定者（以下、総称して「申込者等」といい、契約者を含む。以下同じ）は、株式会社セゾンファンデックスの「個人情報等の取扱いに関する同意条項」（以下、「本同意条項」という）に同意します。

第1条（個人情報及び信用情報の収集・保有・利用・提供等）

1. 申込者等は、今回のお申込みを含む株式会社セゾンファンデックス（以下、「保証会社」という）との各種取引（以下、「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の各号に掲げる情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）を保証会社所定の保護措置を講じた上、収集・保有・利用することに同意します。

- 申込者等の名称・氏名、代表者氏名、年齢、生年月日、性別、所在地・住所、電話番号（携帯を含む）、FAX番号、Eメールアドレス、家族構成、住居状況、職業、勤務先、勤務先電話番号等、申込書及び申込書以外で保証会社に届け出た事項
- 各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、貸付日、商品名、お支払い口座、貸付金額、支払回数、保証額等、各取引内容に関する情報
- 各取引に関する入金日、入金予定日、貸付残高、完済日、返済状況等、取引の状況や履歴に関する情報
- 支払能力を調査するため、申込者等が申告した資産・負債、収入・支出に関する情報、保証会社が収集したローン利用履歴・過去の債務の返済状況等の取引事実に関する情報及び不動産の評価に関する情報
- 法令等に基づき、申込者等が保証会社に提示又は提出した運転免許証・パスポート等の本人確認書類に記載されている情報
- 申込者等が保証会社に提出した、資力を明らかにする事項を記載した書面に記載されている情報
- 保証会社が適正かつ適法な方法で公的機関から取得した住民票の写し、戸籍の附票の写し、登記事項証明書等に記載されている情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、（1）（2）（3）のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります）
- 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
- 申込者等からの問合せにより保証会社が知り得た情報（通話内容を含む）

2. 申込者等は、保証会社が以下の各号に該当する場合、前項各号の個人情報を必要範囲で提供することに同意します。

- 保証会社が、申込者等の所有する不動産の担保価値の評価・分析を行うため、必要な範囲で調査会社に個人情報を提供すること
- 保証会社が、申込者等との取引に関する業務を外部委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を提供すること
- 保証会社が、申込者等に対する債権を譲渡等する場合に、当該債権の評価・分析を行うため、必要な範囲で法務大臣許可の債権回収会社等に個人情報を提供すること及び当該債権を譲渡するため必要な範囲で譲受（予定）会社に個人情報を提供すること

第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）

1. 申込者等は、前条第1項各号に定める利用目的のほか、保証会社が以下の各号に掲げる目的のために前条第1項（1）（2）の個人情報を利用することに同意します。

- 保証会社の事業（金融貸付業その他貸金業者が営むことができる業務、不動産業その他宅地建物取引業者が営むことができる業務、今後取扱いが認められる業務）及びこれらに付随する業務に係る宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
- 第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
- 保証会社の事業及びこれらに付随する業務、その他保証会社の事業に係る市場調査、商品開発

※保証会社の具体的な事業内容は、ホームページ（<https://www.fundex.co.jp/>）に常時掲載しております。

2. 申込者等は、前項（1）（2）の利用について、中止の申し出ができます。但し、各取引の約款等に基づき保証会社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条（信用情報機関への登録・利用・提供）

1. 申込者等（物上保証人予定者を除く。以下本条において同じ）は、保証会社が加盟する信用情報機関（個人の返済能力に関する情報の収集及び与信事業を行う個人情報取扱事業者に対する当該情報の提供を業とする者。以下、「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という）に申込者等に係る法人貸付情報又は申込者等の個人情報が登録されている場合には、当該情報（以下、「信用情報」という）の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

2. 申込者等は、保証会社が、次項に定めるとおり申込者等に係る信用情報を加盟信用情報機関に提供し、加盟信用情報機関がその加盟会員及び提携信用情報機関の加盟会員に提供することに同意します。なお、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員は、信用情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

3. 加盟信用情報機関の名称・住所・問合せ電話番号・ホームページアドレス・登録情報・登録期間は、以下のとおりです。

◆株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
TEL：0570-055-955
ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

登録情報	登録期間
申込情報（申込日、申込商品種別等）	照会日から6か月以内
法人を特定するための情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）	契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間（但し、本申込みに関する契約が成立しなかった場合、本人を特定するための情報は、照会日から6か月以内）
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約継続中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）	
返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	

4. 提携信用情報機関の名称・住所・問合せ電話番号・ホームページアドレスは以下のとおりです。

◆全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL：0120-540-558 03-3214-5020
ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

◆株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階
TEL：0570-666-414 0120-810-414
ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込者等は、保証会社並びに加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に対して、以下のとおり自己に関する個人情報の開示請求ができます。

- 保証会社に開示を求める場合には、第6条記載の問合せ窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口・受付方法・必要な書類・手数料等）の詳細についてお答えします。
 - 加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に開示を求める場合には、各加盟信用情報機関にご連絡ください。
2. 万一、保証会社の保有する申込者等の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、申込者等が申込みに必要な記載事項（申込書等に申込者等が記載すべき事項）を記載しない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、申込みに対して承諾しないことがあります。但し、第2条第1項（1）（2）に掲げる営業目的での利用に同意しないことを理由に承諾しないことはありません。

第6条（問合せ窓口）

保証会社の保有する申込者等の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条第2項に基づく営業目的での利用の中止、その他のご意見の申出に関しましては、以下の窓口までお願いします。

◆株式会社セゾンファンデックス 信用保証担当

TEL：03-6733-6733

第7条（契約が不成立の場合）

各取引の契約が不成立の場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、契約が不成立となった事実及び第1条第1項に基づき保証会社が取得した個人情報は、以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

- 申込者等と保証会社との取引（新たな申込みを含む）に関する与信判断
- 第3条第2項に基づく加盟信用情報機関への提供

第8条（合意管轄裁判所）

申込者等と保証会社との間で個人情報に関して、訴訟の必要が生じた場合には、訴訟額の多少にかかわらず、保証会社の本店又は営業所を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（同意条項の変更）

本同意条項は、保証会社所定の手続きにより変更することができます。

以上

保証委託約款

保証委託者は、以下の各条項を承認のうえ、株式会社但馬銀行（以下、「金融機関」という）との金銭消費貸借契約（以下、「ローン契約」という）に基づき金融機関に対し負担する債務について、株式会社セゾンファンデックス（以下、「保証会社」という）に保証を委託します。また、保証人（保証会社以外の連帯保証人をいう。以下同様）も、以下の各条項を承認します。

第1条（信用保証の委託）

- 保証委託者は、ローン契約に基づき金融機関に対し負担する債務について、保証会社に信用保証を委託します。
- 前項の信用保証は、保証会社と金融機関との間の取り決めに基づいて行われます。

第2条（保証委託の範囲等）

- 保証委託者が、保証会社に保証委託する債務の範囲は、ローン契約に基づき生じた借入金債務、利息債務、損害金その他一切の債務（以下、「本ローン契約に関する債務」という）とします。
- 保証委託者と保証会社との保証委託契約は、保証委託者と金融機関との間のローン契約が成立したときに成立し、当該契約に基づく融資が実行されたときに効力が生じます。
- 保証委託者は、保証委託契約の締結に関する事務手数料に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を保証会社に支払います（支払いに関する振込手数料等の費用は、保証委託者の負担とします）。
- 本約款に基づく保証は、保証委託契約成立時におけるローン契約に定められた貸付期間に基づいてなされるものであり、その後ローン契約の貸付期間が延長された場合であっても、保証会社が予め同意しない限り、保証期間は延長されません。
- 前条第2項の保証会社と金融機関との取り決め上の保証債務の免責事由等が生じた場合又は保証会社が必要と認めた場合、保証委託者及び保証人は、保証会社がその後保証債務を免れることについて予め承諾します。

第3条（担保物件）

- 保証委託者及び保証人は、保証会社が保証委託契約の締結条件として、その所有する不動産その他の財産権（以下、「担保物件」という）に、本約款に基づき生じた保証会社の求償債権を担保するため有効かつ最優先位の担保権の設定を求めた場合、これに同意します。また、この場合、担保権を設定する保証委託者又は保証人（以下、本条において「担保権設定者」という）は、保証会社が対抗要件を具備するために必要な手続きに協力します。
- 担保権設定者は、担保物件を善良なる管理者の注意をもって保全し、担保物件について保証会社の書面による承諾なく、自己又は第三者を管理して担保物件の現状を変更し、又は第三者のために権利を設定し、若しくは譲渡してはなりません。但し、保存行為はこの限りではありません。
- 担保権設定者は、担保物件の全部又は一部が滅失したとき、若しくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、又は保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差入れ、又は保証人を追加します。
- 担保権設定者は、担保物件を必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により保証会社が処分することに同意します。
- 保証会社が担保物件につき、変更・解除・放棄・返還等をして、担保権設定者の責任には変動は生じません。
- 保証委託者及び保証人は、金融機関から保証会社が譲渡を受けた担保物件又は保証会社に移転した担保物件についても前項に準じて取り扱うことに同意します。

第4条（求償権の事前行使）

- 保証委託者又は保証人について、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は次条の代位弁済前に求償権を行使することができます。
 - 仮差押、強制執行若しくは、担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - 公租公課につき差押又は保全差押を受けたとき
 - 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 保証会社に差し入れた担保の価値が著しく減したとき
 - 金融機関又は保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
 - 住所変更の届出を怠るなど保証委託者又は保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社に保証委託者又は保証人の所在が不明となったとき
 - 保証委託者又は保証人が、第16条に定める暴力団員等若しくは同条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、保証委託者は、民法第461条（主たる債務者が保証人に対して償還をする場合）に基づき抗弁を行使しません。本ローン契約に関する債務又は第6条の償還債務がある場合にも同様とします。

第5条（代位弁済）

- 保証委託者が、本ローン契約に関する債務の全部又は一部の履行を遅滞したため、保証会社が、金融機関から保証債務の履行を求められたときは、保証委託者及び保証人に対して通知をしなくても弁済することができます。
- 保証会社が前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、ローン契約のほか本約款の各条項が適用されます。

第6条（求償権の範囲）

保証会社が前条第1項の弁済をしたときは、保証会社に対してその弁済額及びこれに対する弁済の日の翌日以後年14.6パーセントの割合による損害金並びに遅延した費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は日割計算とします。

第7条（弁済の充当順位）

- 保証会社は、保証委託者又は保証人の弁済した金額が、保証会社に対する本約款から生じる償還債務、その他の債務（以下、「本約款から生じる債務」と総称する）の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当することができます。
- 保証委託者又は保証人が、本約款から生じる債務及び本約款以外の保証委託契約から生じる債務を保証会社に負担している場合に、保証委託者又は保証人の弁済した金額が、保証会社に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により、いずれの保証委託契約から生じる債務（但し、弁済者が債務を負担していないものを除きます）にも充当することができます。

第8条（届出、調査及び報告）

- 保証委託者又は保証人の氏名、住所等の保証会社に届け出た事項について変更があったときは、直ちに保証会社所定の届け出をし、保証会社の指示に従います。
- 前項の届出を怠る、或いは保証委託者又は保証人が保証会社からの通知又は送付書類等を受領しないなど、保証委託者又は保証人が責任を負わなければならない事由により、通知又は送付書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- 保証委託者又は保証人は、財産・収入・信用等について、保証会社から請求があったときは直ちに報告し、また、保証会社の調査に必要な便宜を提供します。
- 前項の事項に重大な変動が生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、直ちに保証会社に報告し、その指示に従います。
- 保証委託者又は保証人の財産の調査について保証会社が必要とするときは、保証会社を保証委託者又は保証人の代理人として、市町村の固定資産税台帳等の公簿を閲覧することを委任します。

第9条（公正証書の作成）

保証委託者は、保証会社の請求があるときは、本約款に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをいたします。

第10条（費用の負担）

保証会社が第5条第1項の弁済によって取得した権利の保全若しくは行使又は担保の保全、行使若しくは処分にあつた費用及び本約款から生じた一切の費用は、保証委託者の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に償還します。

第11条（連帯保証人）

- 保証人は、本約款の各条項を承認のうえ、第2条第3項の事務手数料支払債務、第6条の償還債務、及び前条の費用償還債務の全額につき、保証委託者及び他の保証人と連帯して履行の責を負います。

- 保証人が金融機関に対して保証会社の保証にかかる本ローン契約に関する債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、保証会社と保証人との間における求償及び代位の関係を以下のとおりとします。
 - 保証会社が第5条第1項の弁済をしたときは、保証人は、保証会社に対して第6条の求償権全額を償還します。
 - 保証会社が第5条第1項の弁済をしたときは、保証人が本ローン契約に関する債務につき金融機関に提供した担保の全部について、保証会社は金融機関に代位し、第6条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。
 - 保証人が金融機関に対する自己の保証債務を弁済したとき、又は保証人が金融機関に提供した担保が実行されたときは、保証人は、保証会社に対して何らの求償をしません。
- 保証会社が、保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、保証委託者及び他の保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

第12条（代位取得の手形）

代位により金融機関から保証会社に移転した手形につき、その権利が消滅した場合にも、保証委託者及び保証人の保証会社に対する償還債務には変動を生じません。

第13条（債権譲渡等）

保証会社が保証委託者又は保証人に対して有する債権を第三者に譲渡又は担保に供することに、保証委託者及び保証人は異議を述べません。

第14条（情報の提供）

- 保証委託者又は金融機関が、ローン契約又は保証委託契約等に係る与信管理のため相互の要請に応じて、保証委託者又は保証人から入手した保証委託者又は保証人に関する情報（個人情報を含むが、信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をいう）より提供を受けた情報は除く）を相互に開示することについて、保証委託者及び保証人は予め同意します。
- 保証会社が第5条第1項の弁済をした場合、保証委託者は、保証会社が本約款から生じる債務の不履行の有無並びにこれらの残高及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を、保証人に対して提供することをあらかじめ承諾します。

第15条（個人信用情報機関への登録等）

- 保証委託者及び保証人は、保証会社が加盟する信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という）に保証委託者及び保証人に係る法人貸付情報又は保証委託者及び保証人の個人情報登録されている場合には、当該情報（以下、「信用情報」という）の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的に利用することに同意します。
- 保証委託者及び保証人は、保証会社が、次に定めることと保証委託者及び保証人に係る信用情報を加盟信用情報機関に提供し、加盟信用情報機関がその加盟会員及び提携信用情報機関の加盟会員に提供することに同意します。なお、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員は、信用情報を、返済又は支払能力を調査する目的に利用します。
- 加盟信用情報機関の名称・住所・問合せ電話番号・ホームページアドレス・登録情報・登録期間は、以下のとおりです。

◆株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
TEL: 0570-055-955
ホームページアドレス: <https://www.jicc.co.jp/>

登録情報	登録期間
申込情報（申込日、申込商品種別等）	照会日から6か月以内
法人を特定するための情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）	契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間（但し、本申込みに関する契約が成立しなかった場合、本人を特定するための情報は、照会日から6か月以内）
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）	契約継続中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	

- 提携信用情報機関の名称・住所・問合せ電話番号・ホームページアドレスは、以下のとおりです。

◆全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL: 0120-540-558 03-3214-5020
ホームページアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

◆株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
TEL: 0570-666-414 0120-810-414
ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp/>

第16条（反社会的勢力の排除）

- 保証委託者及び保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 保証委託者及び保証人は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第17条（管轄裁判所の合意）

保証委託者及び保証人は、本約款に関し紛争が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、保証会社の本店又は営業所を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第18条（本約款の変更）

- 本約款は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に、変更後の規定の内容を、保証会社のホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更します。
- 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されます。

以上